

ロナルド・コースの産業組織論：シカゴ学派との関係を手掛かりに

黒木, 亮

<https://doi.org/10.15017/3000297>

出版情報：経済論究. 112, pp.89-114, 2002-03-29. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



ロナルド・コースの産業組織論

—シカゴ学派との関係を手掛かりに—

黒 木 亮

目次

1. はじめに
2. ロナルド・コースの経済思想
 - (1) 産業構造の制度分析
 - (2) シカゴ学派との邂逅
 - (3) 取引費用ゼロの世界
 - (4) 市場・企業・政府・裁判所の経済的存在意義
 - (5) シカゴ派「産業組織論」と「法と経済学」の誕生
3. 新旧シカゴ学派のミッシング・リンク
4. むすび

1. はじめに

ロナルド・コース (Ronald Harry Coase, 1910-) は、主要論文の一つ「企業の本質」(1937) がG.スティグラーに見出され¹⁾、O.ウィリアムソン (Williamson 1975) によって「取引費用の経済学」の先駆的業績として評価されたことを契機に著名となったノーベリスト(1991年受賞) だが、彼はまた、A.ディレクターと共に務めた *Journal of Law and Economics* (1959-) の編集長 (1964-82) として、シカゴの産業組織論と「法と経済学」の発展に重要な影響を与えてきた (Kitch 1983)。「強固な自由主義思想を打ち立て、それまでの素朴な企業理論に革新をも

たらただけでなく、新古典派価格理論の厳格な教育とその積極的応用というシカゴ学派の伝統」(小林 2000, 27) に新たな息吹をもたらし、開拓すべき研究領域と研究上の留意点を示唆する重要な役割を担ったのである。

ところが、コースがシカゴ学派に重要な影響を与えたという主張は、これまで必ずしも明確な形で展開されてはいない。たとえば、佐々木 (1997, 22) の「シカゴ学派の系統図」では、コースは「1970-80年代前半におけるシカゴ学派の発展期」の一翼を担った「法と制度の経済分析」の一角を占めているにすぎないのである。シカゴ学派がアメリカの産業政策に与えた影響を要約した同論文の以下の文章は、これまでコースに付与されてきた位置づけを象徴的に表現している。

シカゴ大学の故G.スティグラー(経済学者)とR.ポズナー(法学者・判事)に代表されるシカゴ学派の伝統的な新古典派価格理論アプローチの影響はきわめて大きく、……産業組織論の分野では、……ハーバード学派の反トラスト政策に対する批判としてあらわれ、法学の分野では、法律や司法制度の中心的問題に対して体系的に新古典派経済学の資源配分と価格決定の理論を適用する試み (R.コースの「社会的費用の問題」1960年を端緒とする新しい「法と経済学」の登場) としてあらわれ、そして現実の政策・法施行の場では、米レーガン・ブッシュ共和党政権期における司法省反トラス

1) 「企業の本質」の発表当時、L.ロビンズやF.ハイエクといったL.S.E.の先達や同僚は、この論文にほとんど関心を示さなかった、とコースは証言している (Coase [1988]1990b, c)。ようやく関心が集まり始めたのは、発表から四半世紀も過ぎた頃であり、発端はスティグラーとK.ボールディングが編集した *Readings in Price Theory* (1952) にこの論文が収録されたことにある、というのである。

ト局による経済効率重視の法的運用や最高裁判所の判例における当然違法の原則の見直しとしてあらわれ、アメリカの社会と学界に定着することになった。(Ibid., 7)

このように、コースがアメリカの学界や社会に与えた影響は、もっぱら「補足事項」として扱われてきたにすぎない。

多くの研究者が彼の貢献について語り、論文を引用してきたことは事実だが²⁾、具体的な貢献の中身は明らかにされていない。だから、あたかもシカゴ学派がコースに重要な影響を及ぼしたかのような印象が生まれ、それを補強する主張が研究者によってなされたとしても驚くに値しない³⁾。コースはかつて、(F.ナイトの著作を除けば)シカゴ学派から影響は受けていないと明言したが(Kitch 1983, 212-15)、この発言が重く受け止められていないように思われるのである。

さらに、コースが「コースの定理」の定式化には全く関知していないばかりか、その修正や新たな定式化への関与も頑なに拒絶しつづけた事実があるにもかかわらず(Cooter 1982, 1; 1987, 457)、「コースの定理」が彼の理論的貢献として「誤解」されてきたという驚くべき経緯もある。「誤解された天才」(根井 [1992]1995, 157-58)は、この事態に対する困惑を次のよう

に表現している。

取引費用がゼロの世界は、しばしば、コーズ的世界と言われ表されてきた。まことに真理ほど遠くにあるものはないというべきか。この世界とは、現代経済理論の世界であり、私としては、そこから離れるように説得したいと望んでいた世界なのである。……私の論点は、こうした世界では資源配分が法的状況に制約されたりしないだろう、ということであって、この結果に対してスティグラーは『コースの定理』という名を与えたのである。(Coase [1988]1990b, 174: 訳197-98)

以上の発言から明らかなように、「コースの定理」それ自体を、コースの理論的貢献とみなすべきではないし⁴⁾、何よりコース自身がそう望んでいないようにみえる⁵⁾。

本稿の目的は、このように不明確なコースの貢献の中身や彼の思想的立場を、シカゴ学派との関係を手掛かりに明らかにすることにある。彼の産業組織研究の一部でしかなかった議論が「コースの定理」へと変容されていった経緯と、その過程で生じたシカゴ学派との見解の一致やズレを明らかにすることによって、コースが現

2) たとえば、Kitch (1983) を参照。これは、「法と経済学」の生成・発展にコースとディレクターが与えた影響をめぐって、スティグラーやM.フリードマンらが議論した際の議事録である。また、M.ブローグによれば、「フリードマンとロナルド・コースの二人が、経済学者による引用文献リストのトップ」であるという(Snowdon and Vane 1999, 訳305)。

3) たとえば、Ronald H. Coase (1994) の執筆者であり、*The Legacy of Ronald Coase in Economic Analysis* (1995) の編者でもあるS.メデマですら、スティグラーの「情報の経済学」(1961)がコースに影響を与えたかのような主張を展開しているが(Medema 1996, 380-81)、(本稿で明らかにするように)実際にはコースがスティグラーに影響を与えたのである(Stigler 1988)。

4) 「コースの定理」を定式化した人物はスティグラーであるというのが、コース本人も含め、研究者の一致した見解のようである(Coase [1988]1990b, 157: 訳179; Cheung 1987, 456; Medema 1995, xvii)。

5) コースは、「コースの定理」をめぐる評価や批判に関して、次のようにも語っている。「コースの定理が適用される取引費用ゼロの世界は、現代の経済分析の世界である。それゆえ経済学者は、現実の世界からかけ離れたものであるにもかかわらず、それが提起する理論的な問題を取り扱うことに違和感をもつことなく満足しているのである。また、多くの批評が私の議論に批判的であったことも、十分に理解できる。というのは、もし私が正しければ、今日の経済分析は、それが答えるべき多くの諸問題を取り扱うことができないからである。このように憂鬱な結論は、とうてい歓迎されるものではない。私の分析が出会った抵抗は、それゆえ極めて自然なものといわねばならない。」(Coase [1988]1990a, 13-15: 訳15-17)

代経済学や政策思想に与えた影響を確定したい。シカゴ学派の思想的コアが、「政府は有能であるという前提の下で市場に積極的に介入することによって生じる政府の失敗の方がもっと重大な問題であると考えられている」(佐々木 1997, 22)点にあるとすれば、これを基礎づける理論的根拠をいち早く提示した重要人物こそコースである、ということを明らかにしようというわけである。

結果的に、新旧シカゴ学派のミッシング・リンクとしてのコースの存在が掘り起こされ、シカゴ学派の内実が浮き彫りにされるから、1960年代初頭以降「シカゴ学派」の存在が経済学の分野で脚光を浴びることになった理由も明確になる⁶⁾。さらに、「ハーバード学派对シカゴ学派」あるいは「ケインジアン対マネタリスト」といった問題設定が「過去のもの」になりつつある今日でもなお、シカゴ学派の経済思想が有する独自の意義と限界を、正確に理解するための視座も確保できることになるだろう。

2. ロナルド・コースの経済思想

「価格システム」が円滑に機能していると仮定する市場価格理論では、生産活動を取りまく「制度的構造」が資源配分に与える影響を分析できない。「取引費用ゼロ」が暗黙に想定されてきた事実とその含意を正確に理解してはじめて、「産業組織」が「市場・企業・政府」といった「制度機構」から構成されている理由を把握できるし、「制定法」に基づく行政介入が、かえって公

益を損なう可能性を孕んでいる事実を直視できる。さらに、制度構造に問題が生じた場合には「裁判所の法解釈や判決」が資源配分に重大な影響を与える現実を理論的に捉えられるようになる。

本節では、コースが主著『企業・市場・法』(1990)⁷⁾で詳しく展開した以上の議論を、以下のように再構成する。まず、この議論が初めて体系的に展開された論文「社会的費用の問題」(1960)の内在的位置づけと学史的な位置づけを明確にする(第1項・第2項)。次に、市場価格理論への批判的見解を提示しようとした内容が、スティグラーによって「コースの定理」へと変容され、誤解を招いてしまったコースの議論そのものを検討したうえで(第3項)、本来「法的存在」である「市場・企業・政府・裁判所」がもつ経済的存在意義を明らかにする(第4項)。最後に、「社会的費用の問題」の本題である主流派厚生経済学批判を、すなわち「社会的費用」概念に基づく「課税・補助金アプローチ」に対してコースが展開した批判とその含意を明確にし、シカゴ派「産業組織論」と「法と経済学」の起源を確認する(第5項)。

(1) 産業構造の制度分析

コースの問題関心は一体どこにあったのか。まずこのことを明らかにしておく。彼にまつわる「誤解」を解くために極めて重要だからである。

コースの研究テーマを一言でいえば、それは「『生産活動の制度的構造』分析を可能にする経

6) もともと「シカゴ学派」という呼称は、政治学や社会学におけるシカゴの研究者グループに対して用いられ、著名になったものであるという(猪木 1995, 176)。とはいえシカゴ大学の経済学部が、学部長J.ラフリンをめぐるイメージ等によって、設立当初から学界で特異な位置を占めていたことも確かなようである(Coats 1963)。

7) 本稿では、原典として、*The Firm, the Market, and the Law* Paper back edition (Chicago: University of Chicago Press, 1990)を使用し、頁数を付記する。宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』(東洋経済新報社, 1992)の頁数も併記しているが、この訳文に従っていない場合もある。

済理論の構築」である⁸⁾。多種多様な生産活動とそれを取り巻く多種多様な生産組織を制約し、同時に、生産活動や生産組織の相互作用によって生まれ、改変・淘汰されていく「制度的構造」の分析を通じて、経済システムに対する理解を深めるだけでなく、この作業を可能にする理論を構築する。これこそコースが徹頭徹尾追求してきたテーマであった。

問題意識の一端は、NBER50周年記念論文集にコースが寄稿した論文「産業組織論——研究についての提案」(1972)で、次のように表明されている。

不思議なことに、今日の経済学では、産業の組織をめぐる様々な問題が議論されなくなっている。われわれは皆、産業の組織が何を意味するものであるかは知っている。それは、経済システムのなかで営まれる諸活動が、各企業の間に分割されるその仕方を示している。……とはいうものの、その研究範囲について、これはあまりにも狭い見方であるとはほぼ確実にいえるだろう。企業は、経済活動を営む唯一の組織ではない。

(企業の特殊な形態とみなしうる) 様々な種類の団体や非営利組織は別にしても、経済活動を営む数多くの政府機関が存在しており、そのうちの多くはすこぶる重要なものである。政府の経済活動——たとえば警察による保護、ゴミの収集、公益事業サービスの供給、教育、病院といったもの——は、その全てとはいわないまでもほとんどが、企業（あるいは他の類似の組織）

によってもまた供給されている。産業組織の研究課題の一部として、政府機関によってなされる経済活動を解明すること、そうしてまた、なぜこれらの経済活動の遂行が現在あるような形で私的組織と政府とに分割されているかを説明することも、確かに含まれるのである。(Coase [1972]1990, 58-59: 訳66-67)

スティグラーの『産業組織論』(1968)が既に公開されていた1972年当時、望ましい産業組織研究は行われていない、とコースが断言していた事実に注意を喚起しておきたい。彼は、企業と政府を同様のプレイヤーと見なし、これら多種多様な管理機構の間で多種多様な生産活動が分担される仕方を解明するなど、産業組織に対する理解を深めるうえで不可欠な研究が、当時まだ全く遂行されていない、と判断していたのである⁹⁾。

もともと、コースには、現在主流の経済理論ではこのような産業組織研究を遂行すること自体が不可能だ、という問題意識があった。「取引費用」の存在が無視され、事実上「分業による利益だけが無償で手に入る」と前提されてきただけでなく、「所得や富の分配」をめぐる「合意形成」にかかる費用も全く考慮されてこなかった理論的事実を直視しないかぎり、「企業の本

8) 「生産活動の制度的構造 (the institutional structure of production) を決定する要因について分析を可能にする理論を構築することが、私の夢である」(Coase [1988]1993c, 73) と語ったこともあるコースは、この「生産活動の制度的構造」というテーマを、1991年ノーベル賞受賞講演のタイトルにしている (Coase [1991]1993a)。

9) コースはまた、産業組織論を応用価格理論の一分野とみなす点では、スティグラーもハーバード学派のJ. ベインやR. ケイズも大差はないとして批判的態度をとっている。対照的に、W. ソープ『産業活動の統合』(1924)、D. ロバートソン『産業の統制』(1928)、E. ロビンソン『競争的産業の構造』(1931)、A. マーシャル『産業と交易』(1919)といった研究を挙げ、これらは方法や分析対象こそ異なるが、現実の産業組織に関して深い洞察をもたらす点では一致する研究だとして参照を促している (Ibid., 59-61: 訳67-69)。さらに付言しておく、マーシャルを尊敬するコースは、彼の伝記の執筆を計画し、資料収集も行ったが、途中で断念している。彼の *Essays on Economics and Economists* (1994) に収録されているマーシャルに関する論考は、その研究成果の一部である。

質」を正確に理解することもできなければ、市場・企業・政府といった制度機構からなる社会構造として現実の産業組織を捉えることもできない。そればかりか、社会厚生の上を期しているはずの政府介入が一部の人々に過大な負担や犠牲を強いる危険性を孕んでいて、この制度間の構造問題が生じた際には、裁判所の判決が産業組織のあり方に重大な影響を与える現実など、現代の福祉国家社会を理論的に捉えることもできない、というのである¹⁰⁾。

以上の問題意識に基づいた「産業構造の制度分析」が初めて体系的に試みられた論文が「社会的費用の問題」であった。コース自身このことを幾度か指摘しているが (Coase [1988]1990 a, b), 管見の限りでは¹¹⁾、どの研究もコースの真意を汲み取ろうとしていないように思われる。このことは、「所有権アプローチ」(Alchain 1965; Demsetz 1967) や「取引費用の経済学」(Williamson 1975), 「法の経済分析」(Posner 1981; Cooter 1985) や「新制度派経済学」(North 1990; Eggertsson 1990) 等々、コースを創始者

として戴く多様なアプローチが存在していながら、その実コース固有の問題意識や社会観が後景に退けられてきた現実にも窺える。コース自身が主要三論文と位置づけ、「本質的には同じ見解をその内に含んでいる」(Coase [1988]1990 a, 1: 訳3) と語った、「企業の本質」、「限界費用論争」(1946), 「社会的費用の問題」の根底を貫く思想が、未だ明確に把握されていないのである。

結果的に、彼の現代経済学に対する貢献は、主として企業組織研究・公益事業研究・外部性研究であると整理されてきたため (Cf. Medema 1995), ますます誤解されたコース像を定着させてきたように思われる。事実はむしろ逆であって、コース本人は「外部性」概念の弊害を力説し、次のように、その存在意義すら認めなかったからである。

一般的な見方に私が与していると思われることを避けるため、私は「社会的費用の問題」のなかで「外部性」という言葉をけっして用いなかった。代わりに、意思決定者がそれを考慮に入れているか否かを特定せずに「有害な影響」(harmful effects) という言葉を用いた。実際その論文のねらいのなかの一つは、以下のことを示すにあった。すなわち、このような「有害な影響」は他の生産要素と同様に取り扱えること、それらを除くほうが望ましい場合もそうではない場合もあること、正しい帰結を得るために分析のなかで「外部性」といった概念を用いる必要はないこと、である。とはいえ私は、私の議論を支配的なアプローチにすることに失敗したようである。というのは「社会的費用の問題」は私の見解に同情的な人からでさえ、しばしば「外部性」の研究であるとみなされることがあるからで

10) コースは「企業の本質」(1937)の冒頭で次のように述べていた。「経済理論はこれまで、その仮定を明確にし損なったことによって難を受けてきた。理論を構築しようとする経済学者は、その理論が組み立てられている土台の検討をしばしば怠ってきたのである。しかし、仮定を検討することは、基本的なことである。それはたんに、理論の基盤となっている仮定についての知識が欠けていることから生ずる誤解や無用な論争を避けるために重要であるばかりでなく、さらに、互いに競い合う一連の仮定のなかから正しいものを選択する判断が、経済学にとってことのほか重要であるからでもある」(Coase [1937]1990, 33: 訳39)。コースは、誤解に基づく不毛な論争を避けるために、(ナイトが明示した「完全知識」の前提よりも) 直感的・経験的に把握しやすいものとして「取引費用ゼロ」の前提を提示したように思われる。

11) 本文中で引用したり、参照を求めたもの以外にも参考にした文献が多数存在する。邦語文献に限って一部を紹介しておくと、宮澤 (1988), 落合 (1992), 伊藤 (1995), 吉村 (1996), 依田 (1997), 磯谷・植村・海老塚 (1998), 赤澤・関谷・太田・高橋 (1998), 古河 (2001) 等がある。

ある。(Coase [1988]1990a, 27: 訳28-29)
 「社会的費用の問題」の背後には「外部性概念批判」というもう一つの「ねらい」があった、と明かしただけで、この論文が「外部性」の研究だと誤解されてきたことから判断して、自らのアプローチを普及させることには失敗したようだ、とコースが回想しているのである¹²⁾。このことを念頭におきながら、「社会的費用の問題」の検討を始めよう。

(2) シカゴ学派との邂逅

「社会的費用の問題」の主な目的は、A.ピグーにおける事実誤認を批判し、「ピグー的伝統」の中核をなす「課税・補助金アプローチ」の弱点を明らかにすることにあったのだが、この批判がもつ含意を正確に理解するためには、遠回りではあるが、いくつかのポイントを確認しておく必要がある。もちろん、議論の出発点となるコースの問題意識は、次のようにきわめて単純明解である。

伝統的なアプローチでは、たとえば経済主体AがBに対して損害を与えている状況がとりあげられ、Aの行動をいかにして抑制するべきかを決定しなければならないと考えられてきた。しかし、この捉え方では不十分である。もしBに対する損害が抑えられるならば、今度は当然Aが損害を受けているはずだから。したがって決定されるべき真の論点は、Bに対して損害を与えることをAは許されてよいか、それともAに対して損害を与えることをBは許されてよいか、ということになる。結局、経済学者が考慮すべきは、損害を最小限に食い止めるにはどう

すればよいか、あるいは同じことを別の言い方で表現すれば、生産物の価値を最大化するにはどうすればよいか、という問題として捉え直すことができる。先の例を使って説明すると、あるべき解決策を得るためには、Aによって追加的に獲得される生産物価値から、そのためにBが被った生産物価値の低下分を引いた総額と、Aの活動を抑制することによってBが獲得する利益から、それによってAが被る損害額を引いた総額とを比較秤量して判断する必要がある、ということになる。(以上、Coase [1960] 1990, 96: 訳112)

この「生産物価値最大化アプローチ」を適用するためには、まず、加害者の側に損害責任を負う義務があるのか・ないのか、を知る必要がある。経済主体の有する権利や法的義務、それらめぐる裁判所の判断といった「法的状況 legal position」次第では、所得や富の移転あるいは資源配分の変化が生じうるばかりか、そもそも権利・義務の境界が画定しない限り、比較秤量の対象となる経済行為そのものが違法であるということもありうるからである。

他方、経済学者が取り組むべき固有の課題は、いかに「生産物価値の最大化」を達成するのかという問題にすぎない。したがって、法と経済の問題は、「理論的には」峻別可能である。コースは、法と経済それぞれに固有の問題とその関連性を明らかにするため、次のような例を用いて説明する。

新たに発見された洞穴は誰に属するか、これを発見した者か、洞穴の入り口が位置する土地の持ち主か、洞穴の上の地表を保持する者か、その帰属は、疑うまでもなく、財産法に依存する問題である。ところが、この法律は、単に、洞穴を利用するときに約定を取り結ぶ必要のある人物を特定するだ

12) 論文執筆当時ヴァージニア大学でコースと同僚だったJ.ブキャナンも、コースは外部性概念に対して極めて批判的であった、と述べている (Buchanan 1984, 11, fn.6)。

けである。洞穴の使い途として、銀行の取引書類をしまっておくためか、天然ガスの貯蔵庫としてか、それとも、マッシュルームを育てるためか、これらのどれに利用するかは、財産法がこれを決定するのではない。それを決定するのは、銀行、天然ガス会社、およびマッシュルーム生産者のうちの誰が、洞穴の利用のために最も多額の支払いをする用意があるか、なのである。

(Coase 1959, 25)

洞穴という競合する生産手段の「所有権」が誰に属するかという決定は「法」の問題であり、洞穴をどのように用いるのかという「活用方法」の決定は「経済」の問題である、とコースはいう。ある特定の生産手段が誰のものであろうと関係なく、その「活用方法＝資源配分の仕方」は経済の論理で決まる、というのである。

このようにコースは、法と経済の問題を画然と区別したうえで、「価格システム」に備わる固有の役割から考察しようとするのだが、その考察の検討に入る前に、ここであらかじめ補足しておかなければならないことがある。

それは、「洞穴の帰属と利用」をめぐる上述の例が展開されていたのは「社会的費用の問題」ではなく、その1年前に発表されていた論文「連邦通信委員会」(1959)だという事実であり、コースがこの論文を *Journal of Law and Economics* に投稿したことが機縁となって、シカゴ学派との緊密な関係が始まったという経緯である。当時単独で編集長を務めていたディレクターはこの論文を第2巻の巻頭に掲載したが、舞台裏では、コースのピグー批判をめぐる重要な議論が戦わされていたという。ディレクターやスティグラー、フリードマンといったメンバーからなり、ピグー擁護の立場からコースの誤りを正そうと待ちかまえていたシカゴ・グ

ループが、逆にコースによって論破されてしまう事態が展開していたというのである (Cheung 1987; Stigler 1988)。まさにこの出来事がきっかけとなって、コースは「社会的費用の問題」を執筆したのである¹³⁾ (Kitch 1983; Coase 1993b)。

そうである限り、以下で再構成するコースの議論は、シカゴの研究者を説得し、ピグー擁護の立場から離れるよう促したとされる議論と基本的には等しいとみなしてもよいだろう。注意すべき点は、コースにとっては、主流派厚生経済学批判を展開するための「予備的考察」でしかなく、同時に市場価格理論への批判的見解を明らかにしたにすぎなかった議論が、後にスティグラーによって定式化される「コースの定理」(Stigler 1966, 113)の原型だという事実である。重要なポイントであるから、項を改めて詳しく検討しよう。

(3) 取引費用ゼロの世界

穀物生産農家が、隣接する牧場の「迷い牛」に小麦を踏み荒らされ、損害を被っていると想定しよう。牧場主に責任があるとされる場合には、牧場主は損害を完全に除去する措置を講じることが有利であると判断するだろう¹⁴⁾。また牧場主に責任が問われない場合には、農家がこれと同様の効果をもつ行動をとるはずである。仮定として、損害を除去するための費用が、牧場主にとっては80ドル、農家にとっては50ドルとしよう。以上の仮定の下で牧場主に責任が問われないとするなら、農家が50ドルを負担し、

13) コースの議論に最初最も声高に反対していたR. ケッセル(Kessel)が、後に次のように語るまでになったという後日談もある。いわく「われわれが、コースに匹敵するほど経済システムの運行に対する洞察力を備えた経済学者を探そうとすれば、アダム・スミスにまでさかのぼらなければならないだろう。」(Cheung 1987, 456)

損害を除去する措置を講じることになる。他方、「迷い牛」が生む穀物損害の責任が牧場主にあるとしたら、牧場主が80ドルの費用をかけ、損害を除去するのに必要なことを行うはずである。こうして生産物の総価値、すなわち穀物と牛肉の生産からそれぞれ得られる純収益の総額は、牧場主に責任がないときの方が30ドル（80ドルマイナス50ドル）だけ大きくなる。

むしろ、有害な影響を生み出す人々に被害者を補償する責任を負わせるべきではない、と提起しているわけではない。もし最初に仮定した損害除去の費用を、牧場主と農家とで入れ替えるなら、迷い牛の引き起こす損害の責任が牧場主にあるときの方が生産物の価値は大きくなるから。要するに、この例が示しているのは、牧場主に責任が問われるか否かという「法」の問題が、「生産物価値の最大化」という「経済」の問題に重要な影響を及ぼす、ということにすぎない。

ところが、経済理論において暗黙に想定されてきたように、価格システムが円滑に機能しているとすれば、牧場主と農家のいずれに責任が課されていようと、必ず最も効率的な資源配分が達成され、生産物価値が最大化されるはずだ、とコースは指摘する。「取引費用ゼロ」を暗黙に前提してきた経済理論の世界では、加害者と被害者のどちらに責任を課そうと全く同一の効率的な資源配分が実現される、という奇妙な帰結が導かれるはずだというのである。

コースの主張の含意を正確に理解するため

14) もちろん、損害防止にかかる費用が膨大で、この土地での牧畜業を放棄した方が有利であるといった事例などは、この場合除外している。コース本人は、限界的なケースを議論するため細かな数値例を挙げるなど、厳密な議論を展開しているのだが（Coase [1960]1990, 97-104: 訳113-120）、ここでは論旨のみを明示するため、かなり単純化した議論を行っている。

に、「取引費用」概念の意味内容から明らかにしよう。コースは次のように説明する。

市場取引を実行するためには、次のことが必要となる。つまり、交渉をしようとする相手が誰であるかを見つけだすこと、交渉したいこと、およびどのような条件で取引しようとしているのかを人々に伝えること、成約にいたるまでにさまざまな駆け引きを行うこと、契約を結ぶこと、契約の条項が守られているかを確認するための点検を行うこと、等々の事柄が必要となるのである。こうした作業はしばしば膨大な費用を必要とする。その費用があまりにも高いため、価格システムがコストなしで機能する世界では実行されるはずの取引を、実行不可能にしてしまうほどになることも稀ではない。（Coase [1960]1990, 114: 訳131）

「取引費用」とは、「探索と情報の費用、交渉と意思決定の費用、監視と強制の費用」であり¹⁵⁾、「その費用があまりにも高いため、価格システムがコストなしで機能する世界では実行されるはずの取引を、実行不可能にしてしまうほどになることも稀ではない」という意味で、経済活動に決定的な影響をおよぼしうる費用のことなのである。

では本当に、価格システムが円滑に機能すれば、「法的状況」に関わりなく生産物価値が最大化されるのだろうか。コースの問題意識を反映

15) この「探索と情報の費用、交渉と意思決定の費用、監視と強制の費用」という定義を与えたのはC.ダールマン（Dahlman [1979]1995, 350）だが、コースも取引費用の中身を簡潔かつ明確に表現したものとして彼の定義を紹介している（Coase [1988]1990a, 6: 訳9）。コースはまた、かつて「企業の本質」で「価格メカニズムを利用するための費用」、「公開市場で交換という手段で取引を実行するための費用」、「市場利用の費用（marketing cost）」など様々に表現してきた概念と全く同じ考え方を表すために、「社会的費用の問題」では「市場取引の費用（cost of market transactions）」という語句を用いたと述べている（Ibid., 6: 訳8）。

するよう言い換えれば、「取引費用ゼロ」の前提が暗黙におかれてきた従来の経済理論では、加害者と被害者の責任関係の変化が資源配分に与える重大な影響が分析できないというのは本当か、という疑問である。

まず先の例を援用し、損害を除去するための費用が牧場主にとっては80ドル、農家にとっては50ドルと仮定して、牧場主に責任がある場合を考えよう。このとき牧場主は、自分で80ドルの費用をかけるよりも、農家に50ドルを支払って損害防止措置をとってもらおうだろう。なぜなら牧場主は、この農家に関する情報を無費用で知りえ、なおかつ、交渉したり、合意内容の遂行を監視・強制したりする費用もかからない(と想定されている)から。他方、農家にも、50ドルを受け取って損害を回避できるという最善の選択肢が、無費用で提供される。こうして、この事例では(牧場主が負担する)50ドルという最小費用で損害が防止され、従来どおり生産される穀物と牛肉から得られる収益の総額も最大化される資源配分に落ち着く。

次に仮定を変更して、損害を除去するための費用が、牧場主にとっては50ドル、農家にとっては80ドルとし、牧場主に責任がない(つまり事実上農家に責任があるとされる)場合を考えてみる。この場合は、費用負担者が逆転し、所得移転がおこるだけで、資源配分あるいは産出される生産物の構成は変わらない。農家は、牧場主の側で損害防止の措置をとってもらった方が安上がりだから、牧場主に対して50ドルを支払う意思があることを伝え、交渉し、合意内容の遂行を監視・強制する。他方牧場主にとっても、50ドルを受け取って妨害行為を未然に防止するという最善の選択肢が提供される。こうしてこの事例でも、(農家が負担する)50ドルという最小費用で損害が防止され、生産物価値も最

大化されるという資源配分に落ち着く¹⁶⁾。(以上 Coase [1960]1990, 97-104: 訳113-120; [1988]1990b, 176-77: 訳199-200)

以上の議論こそ、スティグラーが「コースの定理」として定式化し、様々な議論を呼んだ命題の原型だが¹⁷⁾、コースの議論のなかでとりわけ特徴的なのは、彼が「有害な影響」の「相互的性質」と「価格システム」の「美点」とを結びつけて考えている点である。この独特の視点を、本人は次のように要約する。

もしわれわれが問題を因果関係として捉えるべきなら、その場合には、当事者の双方が、ともに損害の原因となっているのである。最適な資源配分の達成のためには、したがって、当事者の双方が、各自の行動の方向を決定する際に、有害な影響(妨害行為)を考慮に入れるべきことが望ましいことになる。有害な影響による生産物価値の低下が、当事者の双方によって費用になる

16) コースは、「コースの定理」の起源をめぐる遠い記憶をたどり、次のように回想する。「エッジワースは、暗黙の前提として、費用のかからない、『契約』と『再契約』が存在することを仮定していた。私は時に思うことがあるのだが、50年以上も前に読んだ『数理心理学』のなかの議論に関するぼんやりとした記憶に半ば導かれ、今日『コースの定理』と呼ばれるようになった命題を明確化するにいたったのかとも考える。」(Coase [1988]1990b, 160: 訳182)

17) 「コースの定理」の修正や新たな定式化をめぐって噴出した様々な議論と、その際問題になった理論的テーマについては、Zerb (1980) にまとめられている。その議論をへてえられた「コースの定理」の成立条件と帰結を、Hoffman and Matthew (1986, 149) に倣ってまとめれば、次のようになる。①利潤の最大化を図る生産者と期待効用を最大化する消費者からなる、②複数の経済主体が交渉を行っていて、③各々交渉相手の(凸の)効用関数および利潤関数について完全な知識をもち、④全く費用をかけることなく、⑤競争市場と、⑥裁判システムを利用しており、また⑦所得効果や資産効果も全くないものとして、⑧各主体が互いに有利な契約をとりつけることができると前提すれば、責任ルールが変化しても、それが各主体の生産と消費をめぐる意思決定に影響をおよぼすことはなく、したがってルールを改定する前と後で、全く同一の効率的な資源配分が実現される、以上である。

こと……, まさにこの点に, 円滑に機能する価格システムが有する美点の一つがある。(Ibid., 112: 訳128)

コースは, 「損害の最小化=生産物価値の最大化」をめざす, 関係者双方のインセンティブを合致させるメカニズムとして「価格メカニズム, すなわち今日の用語法では市場」¹⁸⁾ (Coase [1988]1993b, 55) を捉えているのである。

(4) 市場・企業・政府・裁判所の経済的存在意義

取引費用がゼロでない現実世界では, 価格システムを通じた望ましい資源配分が実現しない事態が生じる。

先の例を援用し, 損害を除去するための費用が農家にとっては50ドル, 牧場主にとっては80ドルと仮定して, 牧場主に責任がある場合を考えよう。先の例では, 結局, 牧場主が負担する50ドルという最小費用で損害が防止され, 穀物と牛肉の生産から得られる収益の総額も最大化されるという資源配分に落ち着く, はずであった。

だが実際には, 相互に「有害な影響」を与える牧場主と農家の一連の生産活動には「探索

と情報の費用, 交渉と意思決定の費用, 監視と強制の費用」も含まれるはずである。したがって, この「取引費用」が30ドルを超えないならば, 取引費用プラス50ドルを要する農家側の損害防止措置がとられ, もし取引費用が30ドルを超えるならば, 牧場主が80ドルの損害防止措置をとることになる。

責任・義務の所在といった「法的状況」も資源配分に重大な影響を与える。この事実は, 損害防止にかかる費用はそのまま(農家50ドル, 牧場主80ドル)で, 牧場主に責任がない(つまり事実上農家に責任があるとされる)場合にはどうなるかを考えれば明瞭になる。この場合, 交渉するまでもなく50ドルという最小費用で損害が除去され, 交渉などに要する取引費用を全くかけることなく, 生産物価値が最大化される。資源配分の最終的な結果=実現される生産物価値の総額が, 法的状況によって左右されるのである。

要するに, どのような場合に「生産物価値の最大化」が達成されるかという問題は, 「取引費用の内容(経済的要因)」と「法的状況(法的要因)」に依存する, ということである。コースはいう。

ひとたび市場取引を実行する費用が考慮される場合には, ……当初における法的権利の境界画定のあり方は, 経済システム作動の効率性に対して, 確かに影響を与える。なかには, ある特定の権利の再配置によって, 他のどのような再配置よりも大きな価値が生み出される, ということがあるかもしれない。しかしこの場合でも, その権利の再配置が法体系として確立されたものでないときには, 費用の問題が関わってくる。つまり, 市場を介して権利を変更したり, 組み合わせたりして同じ結果を達成すると

18) この発言から窺えるように, コース自身は, 「分権的な経済主体が自由な取引を行っている抽象的な価格メカニズムそのものを市場と呼ぶ考え方は明らかに異なる」(松野 1997, 77) 独特の見方をとる。じつは, 市場価格理論では, 消費者と生産者, あるいは消費者同士や生産者同士のインセンティブを合致させるメカニズムとして市場を捉えるのは難しい。それが描くのは, 消費者も生産者も, 彼らが全く影響を及ぼしえないとされる市場で決定された価格が無償で教えられ, これを参考にして, 消費者は自らの選好と予算だけ, 生産者は生産技術や費用関数だけに制約されながら, 全くバラバラに意思決定を行う世界にすぎないからである(荒川 1999; 2001)。だからコースは, 市場価格理論が「取引費用ゼロ」という暗黙の前提をおいてみるとみなす, 「分業による利益だけが無償で手に入り, 利益の分配をめぐる合意形成にも全く費用はかからない」と前提されている, と解釈するのである(Coase [1988]1990a, b)。

きには費用が大きくなりすぎて、そのために、この最適な権利の再配置、および、それが生み出すはずの多額の生産物の価値は、けっして実現されないことになるかもしれない。(Ibid., 115: 訳131-32)

契約調整に多額の「取引費用」を要するため放棄を余儀なくされていた「権利の再配置」も、「法的状況」次第では取引費用が低下し、実現される場合がある。逆に、「取引費用」はほとんどかからないが、法的な問題から「権利の再配置」が実現できないこともある。

いずれにせよ、責任ルール等をめぐる「法的状況」の相違がどのような結果の相違を招くかは、先験的には明らかでなく、各々のケースにおける「取引費用の内容」や事実関係に依存する。少なくとも「コースの定理」によって暗示されるように、必ず同一の効率的な資源配分が実現されるなどと断言しえないことだけは確かである。

また、上記の引用文には「現実の市場」に対するコース特有の見方も色濃く反映されている。

コースは、「市場とは交換を促進するために存在する制度であって、正確に言うと、市場が存在するのは交換取引を行うための費用を削減するためである」(Coase [1988]1990a, 7: 訳10)とみる。さらに、「経済理論の主流をなす考え方においては、ほとんどの場合、企業と市場は存在するものと仮定されており、それら自体は分析の対象になっていない。その結果、企業によって、また市場においてなされる諸活動に対して法が果たす決定的な役割は、ほとんど無視されてきた」(Ibid., 5: 訳7)と、主流の市場価格理論に批判的なコメントを行っている。「交換を促進するために存在する制度」であるはずの「現実の市場」は、「取引費用ゼロ」の前提によって

理論の世界から捨象されてきたのであって、その結果「われわれに与えられているのは、人間性のない消費者、組織をもたない企業、そして、市場すらもたない交換」(Ibid., 3: 訳5)にすぎない、というのである¹⁹⁾。

だが、「権利の再配置」を行う「制度としての市場」にも限界があるという指摘も見逃すわけにはいかない。コースは、「ある特定の権利の再配置によって、他のどのような再配置よりも大きな価値が生み出される」可能性を示唆し、これが阻害される例として、市場で権利の再配置を行う費用が高すぎる場合をあげている。市場だけが、権利の再配置を可能にする制度機構というわけではない。だから彼は、次のように議論を続けるのである。

市場を利用するよりも少ない費用で同一の成果を達成できる代替的な経済組織があれば、この組織のもとで、生産物の価値がより大きくできることは明らかだろう。私がかかなり以前に説明したように、市場取引を介した生産の組織化を代替するもの、その代表的なものが企業である。企業の内部では、生産面でさまざまな協力関係にある諸

19) コースは、「制度としての市場」という独特の見方に関連して、次のようにも述べていた。「完全競争に近いものが存在しうるのは、通常、入り組んだ規則や規制の体系が必要である……。交換に関する規制について、経済学者はしばしばそれを、独占力の行使であり競争を制限する目的をもってしているとみなすことが多い。しかし彼らは、このような規制についての、もう一つの可能性を無視しているか、よくいってその重要性を理解していない。もう一つの説明とは、これらの規制は、取引費用を削減し、それにより取引量を増加させるために存在している、という点である (Coase [1988]1990a, 9: 訳11)」。たとえば「小売業や卸売業のように、物理的な施設が分散しており、きわめて異なる利害関係をもつ非常に多くの人々によって所有されている場合には、[商品取引所や株式市場のように：引用者] 私法体系を制定し管理していくことは、きわめて困難であろう。それゆえ、このような市場で営業している人々は、国家の司法体系に依拠せざるをえないのである。」(Ibid., 10: 訳12-13)

要素間の取引が消滅させられ、……その結果……企業は、全ての当事者をもつ法的権利を獲得することになる。企業における活動の再配置は、契約による権利の再配置にもとづいてなされるのではなく、これらの権利をいかに用いるべきかについての管理的決定の結果としてなされるのである。

(Ibid., 115-16: 訳132)

取引費用がネックになって市場では実現しなかった「権利の再配置」も、取引を組織化し、契約を簡略化する企業の「管理的決定」によって実現する場合がある、とコースはいう。企業を「取引の組織化・契約の簡略化を遂行する管理的決定機関」とみなすのである²⁰⁾。

もちろん、市場取引に代わって望ましい「権利の再配置」を実現する企業も、代替される市場取引の費用よりも管理費用が小さいとき、別言すれば、権利の再配置によってえられる利得がそのための費用よりも大きいときに限って出現するにすぎない²¹⁾。つまり企業という取引費用対策にも限界がある。多種多様の生産活動が単一の組織によって管理されている場合のように、企業内で取引を組織化するための管理費用

が多額になるという事態が十分おこりうるからである²²⁾。その場合には再び、当事者の諸権利を統合・再配置し、他のどのような再配置よりも大きな生産物価値を生み出す制度として、市場にも企業にも代わる解決策が望まれる。

市場と企業に取って代わる制度機構の最たるものは政府である。広範囲の活動に携わる膨大な数の人々が影響を受けるため「権利の再配置」に伴う管理費用が多額になり、一企業の内部だけで問題を処理することが不可能となる場合には、政府を通じて「権利の再配置」を行うことが望ましい。政府は、人々に何をなすべきか、何をなすべきでないかを指示し、人々がそれを順守しなければならないような規制を課すことができるからである。

20) 「取引費用」の存在を指摘しただけでは企業の存在理由の説明としては不十分である点や、コースが「企業の本質」のなかで「不確実性の存在なしには、企業に出現はありえないように思われる」(Coase [1937] 1990, 40: 訳45)と論じていた点を考慮すると、不確実性の中身を具体的・包括的に示すことが、コースの重要な課題であったという解釈が成り立つ。不確実性を企業の発生原因としていち早く指摘したのはナイト(Knight [1921] 1985)だが、彼は「保険の原理」の応用として、多数の取引を組織化し、個々の取引に伴う不確実性を相殺するために企業が存在すると考えた。他方、コースは、取引の組織化に伴う「契約調整の複雑さ」に着目し、「契約の簡略化を遂行する制度的存在」として企業を捉える。そのうえで「所得をめぐる雇用契約のあり方＝人選」を中心に企業組織論を展開したナイトに対して、ひろく「契約全体」を考慮すべきだとの批判を展開したのだと考えられるのである(Coase [1988] 1993c, 64-65)。なお、ナイトの「不確実性」概念については、黒木(2001)を参照。

21) コースは市場と企業との関係を次のように整理していた。「企業の外部では、価格の変動が生産を方向づけ、それは市場における一連の交換取引を通じて調整される。企業の内部では、このような市場取引は排除され、交換取引をとまなう複雑な市場構造に代わって、調整者としての企業家(entrepreneur)が生産を方向づける。これが、生産を調整するもう一つの方法であることは明らかである」(Coase [1937] 1990, 35: 訳40-41)。ちなみに、コースは「企業家」を「競争的システムのもとで、資源配分の方角づけを価格メカニズムに代わって行う人々」(Ibid., 36, fn.10: 訳59, 注10)と定義している。

22) コースのこの企業観の背後には、実は次のような重大な主流派経済学批判が潜んでいる。「明らかに、企業が一つの生産物ではなく複数の生産物を生産することもありうる。……およそ企業が一つの生産物しか生産しないと事実上想定しているような理論は、実際たいした重要性はもたない。……単に費用曲線が右上がりになるというだけでは、企業の規模には限界があるということにはならない。……企業の規模を確定するために検討しなければならないのは、市場利用の費用(すなわち、価格メカニズムを利用するための費用)、および他の企業家による組織化の費用である。この検討によってはじめて、各企業によってどれだけの種類の生産物が生産されるか、そうしてそれぞれの生産物がどれだけの量で生産されるかが決定されるのである」(Coase [1937] 1990, 51-53: 訳55-56)。彼はこのように、「一商品生産」を前提とした費用曲線の形状だけに依拠して産業組織を説明しようとする主流派理論、とりわけ当時台頭していたJ.ロビンソンの「不完全競争理論」を念頭に批判を展開したのである(Coase [1988] 1993b, 51-52)。

コース本人は、政府による「権利の再配置」が望ましいと考えられる標準的な例として「煙害」をとりあげ、解決手段として「直接規制」を挙げている。たとえば、政府は法令の発布や行政指導によって、石炭や石油を燃やすことを禁じたり、煙害防止装置の設置を義務づけるなど、特定の生産方法の可否を命じることができる。また、特定の事業活動を特定地域に限定する区域規制を設けたり、財産を差し押さえ・徴用することも可能だからである。

政府は、このような管理的決定とその実施主体である政府機関を通じて「権利の再配置」を行い、生産要素の利用者に影響を与え、「生産物価値の最大化」に寄与する。しかも企業と違って、必要とあれば市場での取引を完全に回避することができるし、競争圧力や株式市場による性急なチェックに煩わされる心配もない。本来であれば組織化を行う人々が踏まなければならない手続きを、権威主義的方法によってかなり省略できるうえ、規制を確実に遂行するための警察、その他の法監察機関までも掌中にしている。そういう意味では、政府は「超企業 (super-firm)」である、とコースはいう。

とはいえ、超企業たる政府も万能ではない。コースが「限界費用論争」(1946)で既に論じていたように、政府も「探索と情報の費用、交渉と意思決定の費用、監視と強制の費用」をかけずには動けないからである²³⁾。実際この「取引費用」が莫大な額に達することも考えられる。そのうえ政府機関は政治的圧力を受けやすく、競争によるチェックもないため、誤りを生じさせる可能性が極めて高い。これまで経済学者や政策立案者は、一般に、政府規制による利益を過大評価する傾向があったが、今みたことを考慮すれば、政府が設ける制限規制や区域規制の方が、市場や企業によって問題が処理される場合

よりも、必ず望ましい結果をもたらすと主張できる根拠は何ら存在していないことが分かる。要するに、市場や企業によって問題を適切に処理することができないとしても、それだけの理由で政府規制に訴えるのは合理的ではないのである。(以上、Ibid., 116-18: 訳134-135)

市場も、企業も、政府も万能ではない。となると問題が生じるはずである。「法的状況」の修正機構である市場・企業・政府のいずれを通じて、望ましい「権利の再配置」が実現せず、「生産物価値の最大化」が達成できない場合も十分ありうるからである。たとえば、膨大な「取引費用」がかかるため、「権利の再配置」をめぐる「合意形成」が実現しない場合が考えられる²⁴⁾。

「権利の再配置」をめぐる「合意形成」に失敗したとなれば、残る解決策としては、「法的状況」そのものを変更させるしかない。「裁判所」が、判決を通じて直接「権利の再配置」を行い、「生産物価値の最大化」に寄与することを期待する

23) 参考までに、コースは「限界費用論争」論文の目的を次のように要約している。「総費用をカバーする平均費用が生産量の増加にともなって低下し、したがって限界費用が平均費用以下である場合には、価格が限界費用に等しくとも、総費用をカバーするのに十分な消費者からの収入をもたらすことはできない。この難点を解決するために、政府は該当企業に対し、消費者からの収入が総費用に不足する分に等しい額の補助金を与えるべきであり、補助金に必要な額は、政府が税により徴収すべきである、という提案がなされている。『限界費用論争』論文は、この政策の弱点を指摘することにある」(Coase [1988]1990a, 17: 訳19)。コースが指摘した決定的弱点とは、要するに、主流派の「課税・補助金アプローチ」では政府活動にかかる「取引費用」が全く考慮されていない、という点に集約しうる。その結果過大評価された政府介入が、市場の美点、すなわち消費者と生産者のインセンティブを効率的に合致させるという美点を阻害してしまい、かくして壮大な浪費をもたらす処方箋となる、と警告するのである。さらにいえば、「社会的費用の問題」第9節「ピグー的伝統」と「社会的費用の問題に関するノート」第6節「ピグー的課税」(Coase [1988]1990b)で展開された批判は、ロジックだけみれば、実は「限界費用論争」のそれと何ら変わらないのである。

ほかにはないのである。だからコースは次のようにいう。

市場取引の費用が大きく、そのために法律によって設定された権利配置を変更することが困難な場合には、状況は全く違ったものとなる。こうしたケースでは、裁判所は経済的行為に対して直接に影響を与える。したがって、裁判所は、判決の経済的帰結についての知識をもつべきであり、また、そうすることで法的状況そのものに不確実性が過度に生じてしまうのでないかぎり、判決を下す際に、これらの帰結を考慮に加えるべきことが望ましいと思われる。また、市場取引を介して権利の法的な境界画定を変更することが可能な場合であっても、こうした市場取引の必要性を縮小し、その実行のために使用される資源を節約することは、明らかに望ましいことである。(Ibid., 119: 訳136)

取引費用が膨大で、「合意形成」を通じた「権利の再配置」の変更が困難な場合には、確かに裁判所が経済的行為に対して直接影響を与え、資源をいかに使用すべきかを決定する。とすれば、裁判所は、判決下す際に、その経済的帰結を考慮に加えることが望ましい。そればかりか、合意形成を通じた権利の再配置が可能な場合で

あっても、取引の必要性を縮小し、その実行のために使用される資源を節約することは明らかに望ましい、とコースはいう。

さらにコースは、「裁判所は、いま述べた点を認識して」おり、「必ずしもつねにはっきりと明示する形をとるわけではないが、有害な影響を禁じることによって、何が得られ、何が失われるかを、しばしば比較検討している」(Ibid., 132-133: 訳149)とまで断言していたのである²⁵⁾。

このようにみてくると、コースの主要三論文に次のような密接な関連性があることは明らかだろう。「取引費用理論」に基づいて「産業構造の制度分析」を遂行する、という一貫した視座から、まず「企業の本質」(1937)では市場と企業の関係が、次に「限界費用論争」(1946)では市場と政府との関係が、そして「社会的費用の問題」(1960)では(以上に加えて)市場と裁判所との関係が、考察されているのである²⁶⁾。

経済システムにおける政府と裁判所の関係は特に重要である。ピグーおよび「ピグー的伝統」に対してコースが展開した批判の、まさに核心部分だからである。

24) 「取引費用ゼロ」の含意は、「交渉当事者が無費用で納得のいくまで契約更新を行うことが可能である」ということだった。これは、別の角度からみれば、合意の成立が暗黙に前提され、「合意形成の失敗があらかじめ排除されている」ことを意味する。そもそも、「目的合理的行動」を分析対象とする「経済」理論では、目的そのものが生成するプロセスや特定の目的をめぐる合意形成「プロセスそのもの」は分析しえない。今日主流の「経済」理論が記述しうるのは、あくまでも、合意形成の「結果」として到達する「理想状態」と、その実現を可能にする「必要条件」にすぎないのである(この記述作業が、問題の所在を整理するためのベンチマーク・分析の出発点として重要であることは、改めて指摘するまでもないだろう)。

25) この主張を実証するために、コースは「社会的費用の問題」第7節「権利の法的な境界画定と経済問題」において、実際の判例における判決文、なかでも「理に適っている(reasonable)」とか『普通もしくは通常の使用法』といった語句の解釈をめぐる、詳しく検討・吟味している(Ibid., 119-26: 訳136-43)。重要なことは、この実証分析に関わる部分こそ「法の経済分析」の着想源だという点である。ポズナーに代表される、この分野を担う研究者は、コースの議論のこの部分を一般化し、「司法制度の法理や制度の多くは、資源の効率的配分を促進するための努力とみなすことにより、最もよく説明できる」(Posner 1975, 760: 訳54)と主張するのである。ちなみにコースは、彼の議論に対する誤解が多いとして、ポズナーに批判的な態度をとっている(Coase 1993a)。

(5) シカゴ派「産業組織論」と「法と経済学」の誕生

多少遠回りではあったが、今やわれわれは、「責任・義務の所在関係」や生産手段の「所有権」をめぐる「法」の問題と、生産手段の「活用方法」の決定という「経済」の問題が、どのように関連しているのかを正確に理解できるようになった。たとえば、膨大な「取引費用」を要するため、市場・企業・政府を介した「合意形成」が不可能となる場合には、裁判所の法解釈や判決が資源配分に決定的な影響をおよぼす、といったように²⁷⁾。

では、相互に「有害な影響」を与え合う生産活動の結果全体を評価し、「生産物価値の最大化」を達成するような解決策を求めるという当初の課題に対して、われわれは有意味な解答を引き出しうる視座を確保できたのだろうか。

コースによれば、まだ不十分だということに

26) コースの思索活動が一貫性を保持していたという根拠は他にもある。彼が「限界費用論争」で次のように論じていたからである。「もし価格システムを用いることが決定されると、二つの解決すべき主要な問題がある。第一は、個々の消費者はどれだけずつの財産をもつべきか——すなわち所得と富の最適な配分の問題である。第二は、財とサービスが消費者に供される際に用いられる価格の体系いかん——すなわち、最適な価格体系の問題である。この論文で私が取り組んでいるのは、これらのうち第二の問題である。第一の問題は、全面的ではないにせよ部分的には、倫理の主題である。しかし、重要なことは、ここにはこれら二つの問題が存在しており、価格システムが満足すべき結果をもたらすためには、この両方ともが解決されねばならない、ということを理解しておくことである」(Coase [1946]1990, 79-80: 訳90-91: 傍点はコース)。つまり、「所得と富の最適な配分の問題」という残された課題に、倫理の問題にも配慮しながら、コースなりに取り組み、その結果えられた成果が「社会的費用の問題」として結実したのだと推察できる。

27) 参考までに、コースの次のような議論も紹介しておこう。「土地がいかに利用されるべきかという問題を自分たちは解決しようとしているのだ、という裁判官たちの意見が正しいのは、必要な市場取引を実行する費用が、権利の再配置によって得られる利得を越えてしまう場合だけに限られる。」(Coase [1960]1990, 107: 訳123)

なる。なぜなら、たとえ近隣に「有害な影響」をもたらす経済活動であっても、その活動に対する損害責任が「制定法上の規定 statutory enactments」により免除されていて、訴訟それ自体が成立しないため、裁判所の経済的機能が発揮されないケースが存在するからである。

当事者同士の局所的な見地からみれば、経済的妥当性および法的正当性という条件をクリアし、望ましい資源配分を実現しそうであっても、「公共の利益」という大局的な視野に立つと必ずしも望ましい結果をもたらさない場合がある。このような判断から「生活妨害 nuisance」²⁸⁾にみえる行動が、実は法律によって正当化されているというケースであって、過失がない限り生活妨害にあたらないとされる場合がある。コースはこの点を次のように整理する。

ここまでの議論は、生活妨害について、コモン・ロー（判例法）に基づいて下された裁判所の判決に関するものであった。この領域での権利の境界画定は、また、制定法上の規定のために生ずることもある。大概の経済学者は、次のように考えてきたように思える。つまり、この領域における政府活動の目的は、コモン・ロー（判例法）それだけでは生活妨害と認められないような活動を、生活妨害として指定することによって、生活妨害についての法の適用範囲を拡張することにある、と。確かにそういう面もあり、たとえば公衆衛生法(the Public Health Act)のような法令が、そうした効果をもったことは疑う余地がない。し

28) 生活妨害とは、たとえば、ゴミの堆積や工場からの煤煙のように、他人に不快な思いをさせたり、危害を加える行為や状態全般をさすが、「法的には、こうした行為あるいは状態によって生じた被害、または、その被害についての法的責任をさす」(田中 1991, 595)という。

かし、すべての行政的法令が、必ずしもその種のものであったわけではない。この領域における多くの法律の効果は、その活動によって危害を受ける人々の請求から、事業活動を保護することにある。合法化された生活妨害には、きわめて多くの事例がある。(Ibid., 126-27: 訳143)

コモン・ロー（判例法）では生活妨害と認められ、危害を受けた人々が裁判所に問題解決を訴えることが可能であったはずなのに、過失がない限りそれが不可能となってしまった活動は少なくない、とコースはいう。

じっさい彼は、鉄道操業・空港運営から生じる振動や騒音、あるいは水路・配水管・排水溝・運河から溢れた水などによる隣接する土地への損害から、工場のベルの音に至るまで、合法化された生活妨害の実例を数多く提示している(Ibid., 127-31: 訳143-47)。

重要なことは、立法府によって公認された活動を過失なく行っていれば、たとえその活動が上に列挙したような「有害な影響」によって近隣住民の生活を妨害し、隣接する土地や所有物の資産価値等を損なっているとしても、被害者は、訴訟を起こすことも、補償や改善を受けることもなく、これを我慢し続けなければならない（もっとも国や地方自治体を訴える場合は別であるが）、という現代産業社会・福祉国家社会がもつ一面である。この事実を確認したうえで、コースは次のようにいう。

ほとんどの経済学者は、自己の取り扱いおうとする状況の特徴を誤って理解しているように見受けられる……。もとより、政府の経済活動の拡大は、しばしば、生活妨害活動を望ましい水準をはるかに越えて保護する結果をもたらすこともある。これは、確かに、ありそうなことである。その一つの

理由としては、政府は政府自身で進めている事業を温情的に眺める傾向があることを指摘できる。もう一つの理由としては、公益企業が生活妨害を犯している場合には、民間企業が同じことをしている場合よりもはるかに気楽な立場で、このことを説明できることがあげられる。……ほとんど疑うまでもなく、福祉国家は損害責任の免除を拡大する傾向にある。……経済学者が政府による強制的介入を必要とすると考えがちな状況が、実のところは、政府活動の結果であることも稀ではない。……経済システムへの政府の大規模な介入は、有害な影響に対して責任をもつべき人々を必要以上に保護してしまうという、真の危険を孕むものでもある。(Ibid., 131-33: 訳148-49)

現代産業社会・福祉国家社会における真の危険は、政府による経済システムへの大規模な介入が、有害な影響に対して責任をもつべき人々を必要以上に保護してしまう点にある、というコースの指摘であり、1960年当時の現状認識でもある²⁹⁾。

この指摘がもつ意義については今日多言を要すまい。ここでは、経済学者はこうした現状すら正確に把握していない、という彼の厳しい経済学批判の方が重要である。コースが展開したピグー批判の大半は、この現状認識の甘さ・事実確認の不十分さに帰すことができるからである。

批判の要点は、「生産物価値最大化アプローチ」や「取引費用理論」に依拠したこれまでの

29) ケインズ主義政策・福祉国家政策の非効率性が指摘され始めた1960年代後半以降、裁量的な福祉政策からの脱却を声高に説いた「新シカゴ学派」の思想と、コースの思考法との親近性を、ここに見いだすことができる。次節の重要なポイントであるから、注意を促しておきたい。

ような議論と十分な実態調査をへていないため、ピグーは「有害な影響」の背景にある問題の「相互的性質」を捉え損なっており、加えて、立法府によって免責されている活動（たとえば鉄道の操業）を規制すべきだと論じるなどの混乱もみられる、という指摘だったのである³⁰⁾。

したがって、ここでは、詳細な議論を繰り返す代わりに、コースのピグー批判の一部を直接引用することにする。論点が多岐にわたり、長く、ポイントも把握しにくいところではあるが、ここでの主張が、「コースの定理」のような一般化をコース本人が頑なに拒絶し続けた事実と無関係ではないと思われ、また「法と経済学」の原点でもあると思われるからである。

なお、あらかじめ補足しておく、①「補償されない損害」を議論するにあたってピグーが取り上げた例は、(「迷い牛」ではなく)「土地を荒らす兎」であり、②「ブルーストン判例」とは、「隣人の土地に入り込んだ兎に関しては、兎の飼育場をつくった者にも所有権はなく、したがって野生動物として隣人が合法的に殺すこともできるわけだから、問題の兎が引き起こした損害のために飼育場をつくった者が罰せられることはない」と規定した1597年の判例であって、③その後も法的拘束力を有し続けたものであった。この3点を踏まえてコースはいう。

動物に対する責任（ここでは特に兎への責任）は通常的生活妨害法のなかで審理されるべき問題だとする見解には、これを支持

するしっかりとした経済的根拠がある。それは、兎を飼育する者だけが損害に対する責任を負っているわけではなく、穀物を兎に荒らされる者も等しくその責任を負っているからである。……とはいえ、ブルーストン判例の規定にも異議がある。この規定のもとでは兎の飼育者に対して責任を負わせることが全くできないからである。経済学的観点からすれば、責任ルールを一つの極端に固定するこの規定の仕方は、責任ルールを他方の極端に固定し、必ず兎の飼育者に損害責任を負わせる仕方と同様、望ましくないのである。……実際の法廷では生活妨害法が柔軟に適用されており、ある行為の効用とその行為が引き起こす危害との比較も考慮されている。……要するに言いたいのは、兎の問題は通常的生活妨害法のなかで扱うべき問題だからといって、兎の引き起こす損害の責任は兎の飼育者だけに不可避免的に負わせるべきだということにはならないということであって、こうした案件で裁判所の果たすべき仕事がある行為の危害と効用とを比較秤量することにあるといっているわけでも、裁判所がこの比較秤量において必ず正しい判断を下すと期待しているわけでもない。だが、裁判所が非常に愚かしく振舞うのでないかぎり、通常的生活妨害法が、融通性のない厳格なルールを採用する場合よりも満足のいく経済的結果をもたらすことは、ほぼ間違いない。ピグーがとりあげた土地を荒らす兎の事例は、法的な問題と経済学的な問題とが相互にどう関連しあうかを示す格好の事例であった。とはいえ採用されるべき正しい政策は、ピグーが念頭においたものとは違うようである。(Ibid., 146-47: 訳162-63:

30)「社会的費用の問題」第8節「『厚生経済学』でのピグーの手法」の大半は、ピグーの議論が事実確認が不十分なためどのように破綻しているかを、判例・法令等の証拠を挙げ、「取引費用理論」や「生産物価値最大化アプローチ」も援用して、詳細に検討したものである(Ibid., 133-49: 訳149-64)。コースは、『企業・市場・法』第1章「企業、市場、そして法」第6節「ピグー的伝統と現代の経済分析」でも、アメリカ「州際通商委員会」の実態をめぐるピグーの認識不足を指摘している(Coase [1988]1990a, 20-23: 訳22-25)。

傍点はコース)

まず、論点を3つに分けて整理しておこう。

第1に、経済学的見地からみれば、ピグーが想定した「土地を荒らす兎」の事例では、政府規制よりも訴訟によって解決を図る方が望ましい。実際の法廷では、過去の判例に則りながら、効率的な資源配分という経済問題にも十分配慮されているからである。

他方、第2に、所有権や責任義務の所在を明確にすることが本務である裁判所が、経済学的見地からみて、常に望ましい判決を下しているとも考えにくい。

したがって、第3に、経済学者の立場からは、裁判所の判事が望ましい経済的帰結を導き出すように、次のようにアドバイスするほかはない。すなわち、法廷では、(有害な影響をもたらした者が必ず責任をとるべきであって、被害抑制のためには政府規制こそ望ましいという)ピグーの信念や(動物の飼育者に責任はないとする)ブルストン判例にみられるような形で、責任ルールを一つの極端に不可避的に固定したり、硬直的に適用するようなことは決してすべきではない、と。

別の側面から見れば、この3つの論点は、次のようにまとめて論じることでもある。すなわち、経済学的見地だけから、先験的に、法と経済の問題を一般化したり(コースの定理)、解決策を定式化したりすること(ピグー税)は、ほとんど現実的意味をもたないが、法的な見地から経済的な問題に対処する際の留意点であれば、上記のように助言できる³¹⁾。コースはこのように、ピグー批判という形をとりながら、「法と経済学」のあるべき補完関係を提示したのである³²⁾。

加えて、本節で確認してきたことを全て考慮に入れば、「社会的費用」概念に基づいて「課

税・補助金アプローチ」を展開してきた「ピグーの伝統」の背後に、次のような3つの前提あるいは信念が潜んでいたことが明らかになる。

第1に、紛争の当事者や裁判所の判事ですら明確に捉えられない利害であっても、大局的な見地に立つ政府・政府機関であれば正確に把握でき、したがって間違いを犯すことはないはずだ、という政府・政府機関に対する信頼あるいは過度の期待である。第2に、政府が適切な「課税・補助金体系」を策定し、実施・強制する際には「取引費用」は全くかからない、という暗黙の理論前提である。そうして第3に、「政府規

31) 実際、「社会的限界費用と私的限界費用との差額に等しい税率で外部不経済発生産業に課税する」という「ピグー税」は、「提唱されてから80年近く経つにもかかわらず、ほとんど現実の適用例をもたない」(岡1999, 225-26)のである。また、「コースの定理」については、クーター(Cooter 1985)の次のような議論がある。「生活妨害に対して差止命令を求める権利は、私的交渉というものがあるために、賠償を効率性と結びつける可能性を提供することになる。しかしながら、……交渉が挫折したとき、強制的な命令が効率的な行為とは何かを規定していなければ、差止命令は効率的な行為を引き起こしえない。しかし、裁判所の限られた情報を考えるとき、効率性の行為に関する規定は設けられそうにない。従って、効率性見地からは、和解が通常であって公判が稀であるような種類の事件にとって、差止命令は妥当な救済方法である」(Ibid., 27: 訳188-89)。だがこの結論は、あまり現実的意味をもちえない。そもそも「和解が通常であって公判が稀であるような種類の事件」とは、もっぱら私的交渉によって解決される事件のはずだから。すると、上記の理論的帰結を現実的に解釈すれば、次のようなものになるだろう。「差止命令の訴求」のような問題が争われるのは、「コースの定理」が想定する当事者同士の和解に失敗した場合であって、事件が公判に持ち込まれ以上、責任・義務の所在関係を再測定することが本務である判事が、限られた情報に基づいて経済的判断までも下さなくてはならない、ということである。したがって結論としていえることは、法律家も、経済学者も、専門分野において何らかの判断を下す際には、各自こうした事実を考慮に入れて現実を直視し、ケース・バイ・ケースで解決策を検討するように留意する必要がある、ということにすぎない。まさにコースの基本見解そのもの、「法と経済学」の原点に帰着するのである。

32) 「法と経済学」の補完関係については、Klevorick (1975) や平井 (1976) も参照。

制」による「責任ルールの硬直的な適用」が、「責任・義務をめぐる人々の考え方」に悪影響を及ぼしたり、本来義務を負うべき人々を過剰に保護することではなく、また「富の分配や財産権」を攪乱・侵害したり、「市場の美点」を阻害することもなく、したがって必ず望ましい経済的帰結をもたらすはずだ、という倫理的かつ経済的信念である。

だが、さらに重要なことがある。それは、「外部性の存在が、政府による市場経済への介入を正当化する自明の (*prima facie*) 根拠であるということについては、合意がえられている」(Hahn [1981]1984, 118: イタリアックはハーン) という「ピグー的伝統」が認識論的な障害として作用し、3つの問題点・暗黙の前提を見えにくくしてきた、とコースが考えている点である。彼が外部性概念の弊害を力説し、その存在意義を(彼には珍しく)明確に否定した理由はここにある。

実際のところ、取引費用が存在し、それが大きな額にのぼるという事実は、人々のもたらすいろいろな影響のうち、その多くのものが市場の取引でカバーされないだろうということを示している。したがって「外部性」は遍く存在することになる。政府の介入もまた費用を要するという事実は、もし生産物の価値の最大化をねらうのなら、「外部性」の多くのものはそのままにしておくべきだ、ということの意味することになろう。政府が、ピグーの想定する理想的な政府ではなく、無知で圧力に弱く腐敗した普通の公的機関であるとするならば、この結論は、いっそう強いものとなる。……「外部性」の概念が厚生経済学で中心的な役割を演ずるようになった結果として、きわめて不幸な事態が生じたのである。

(Coase [1988]1990a, 26: 訳28)

多額の取引費用を要する現代社会を直視すれば³³⁾、「価格システム」を介した相互作用だけで説明できる経済活動は、それほど多くない。「外部性」は遍く存在しているのであり、したがって「『外部性』の存在そのものは、自明の政府介入の根拠となるとはいえない」(Coase [1988]1990a, 24: 訳26)のである³⁴⁾。しかも、政府が「ピグーの想定する理想的な政府ではなく、無知で圧力に弱く腐敗した普通の公的機関であるとするならば」、外部性の多くをそのままにしておく方が賢明だということも十分ありうる。問題は、外部性の存在が政府介入の自明の根拠として無批判的に想定されてきた点にある、とコースはいうのである。

この認識論的な問題点のうえに成り立つ「ピグー的伝統」にもコースは批判の目を向ける。「社会的費用」概念に依拠した「課税・補助金アプローチ」が抱える決定的な弱点を次のように指摘するのである。

ピグーに追随し、際立った業績を残した経済学者たちは、なぜ私的費用と社会的費用

33) 合州国経済に関するD.C.ノースとJ.J.ウォリスの推計によれば、1870年にGNPの26%を占めていた取引費用部門の活動(これは経営・管理活動から警察・警備活動までを含むとされている)は、1970年にはGNPの50%以上にまで拡大しているという(North and Wallis [1986]1995)。

34) われわれは、既に暗黙のうちに、外部性の「遍在」を認めている。人々の経済活動のうち市場取引でカバーされない部分を代替・補完するものこそ「企業」だからである。しかも、「企業の本質」とは、「価格メカニズムを介することのない企業者の意思決定が、その意思決定にかかわっていない誰かに影響を与えるところ」にあった。たとえば、雇用者が、資材提供者や被雇用者に対して逐一確認をとるという手間を長期契約によって省き、命令や要請を通じて活動を円滑にする、というように、だとすれば、市場の「外部」、すなわち企業組織「内部」には外部性が遍在していることになる。少なくとも、現代社会において、企業組織内部の経済活動が大きな割合を占めていること、つまり決して例外や特殊な事例でないことは確かである。

の乖離が存在するのかを問い、この乖離に対して何をすべきかを説明するにあたって、結果として、私的費用と社会的費用が必然的に一致する理論を用いて論じてきたことになる。そうであればこそ、導き出された結論がしばしば誤りであったとしても驚くにはあたらない。なぜ経済学者たちは間違っていて進んだのか。その理由は、法の変化が資源配分に及ぼす効果を分析しようとする際に本質的となる要素が、彼らの理論体系では考慮されていなかったからである。見落とされたその要素とは、取引費用の存在である。(Coase [1988]1990b, 175: 訳198)

後にコースは、「社会的費用の問題」というタイトルが、ナイトの論文「社会的費用の解釈における誤謬」(Knight [1924]1997)に由来していることを明らかにした(Kitch 1983, 215; Coase 1993b, 250)。彼に倣って、「社会的費用概念に依拠した従来の分析は重大な問題を抱え込んでいる」との批判を展開したというわけである。

このように主流派厚生経済学が抱えていた問題点を明らかにすることによって、コースは、当初全員がピグーを擁護していたシカゴ・グループを転向させることに成功する。シカゴ派「産業組織論」および「法と経済学」の誕生である。

3. 新旧シカゴ学派のミッシング・リンク

以上の考察を前提すれば、「政府は有能であるという前提の下で市場に積極的に介入することによって生じる政府の失敗の方がもっと重大な問題である」というシカゴ学派の思想的コアに理論的基礎を与えた人物がコースであったことは明らかだろう。「政府介入が、かえって公益を

損なうこともある」との「行政裁量主義批判」として展開されたシカゴ学派の「小さな政府論」は、1960年代後半以降、ケインズ主義政策・福祉国家政策の非効率性が明らかとなるにつれて声高に論じられるようになるからである。さらに、マネタリズムや合理的期待形成学派の興隆と新保守主義思想の隆盛、およびそれに伴う誤解なども相俟って³⁵⁾、彼らの「最小公倍数」である「市場主義」思想が、シカゴ学派の特質として広く世間に知れわたるようになる。

シカゴ学派に属する経済学者のなかで、コースの与えた影響がとりわけ顕著にみられるのはスティグラーである。コースも指摘していたことだが、スティグラーが産業規制の効率性をめぐる実証研究に本格的に取り組み始めたのは1960年代に入ってから以降であり³⁶⁾、彼はそれまで、主に経済学史研究家としてキャリアを積んでいたからである³⁷⁾(Coase [1991]1993b)。また、彼の重要な理論的貢献とされる論文「情報の経済学」(1961)については、スティグラー自身が

35) たとえば、これまで誤解されて伝えられることも少なくなかったL.ルーカスJr.のケインズ主義批判とその正確な含意については、清水(1997)を参照。簡単に批判の本質にだけ触れておくと、「ルーカス批判」とは、ケインジアンが不変であると前提していたマクロ計量モデルの構造パラメーターは、「政策が変更すればそれに対応して変化するので、それまでのようなマクロ計量モデルによる経済政策の評価方法は根本的に誤っている」(Ibid., 196)という批判である。また、彼の「政策無効命題」とは、「裁量政策が従来考えられていたほどには有効でない」(Ibid., 195)という指摘にすぎない。

36) もともと1960年以前のシカゴでは、ハーバードやコロンビアといった他大学に比べて、産業組織研究への問題関心自体が希薄だったようである(Miller 1962, 68-69)。

37) 今日では注目されることが少ないこの事実を捕捉しておく、スティグラーがナイトの指導下で執筆した学位論文「生産と分配の理論」(Stigler [1941]1994)は経済学史の研究論文であり、これは後に公刊され、J.シュンペーターによって高く評価されているのである(Schumpeter [1954]1986, 849, fn.12)。なお経済学説史家としてのスティグラーについては、Rima(1983)やSowell(1987)を参照。

コースの影響を認めている (Stigler 1988, 80). この論文で検討された「価格情報をめぐる探索費用」は「取引費用」の一要素であるから、この研究はコースの仕事を補完するものである、と彼は述べていた。

以上の事実から指摘できることは、スティグラーとフリードマンに代表されるシカゴ学派への変容がコースとの議論を契機に生じたようにみえる、ということである。彼らにみられる「市場主義への重心のシフト」(あるいは論理の飛躍)が³⁸⁾、ナイトやJ.ヴァイナーなどの旧シカゴ学派と現代のシカゴ学派との相違点であり、両者を結びつける存在こそコースである、ということになる³⁹⁾。

さらに別の根拠を指摘しておこう。それは、H.ミラーが、1962年に発表した論文「シカゴ学派の経済学について」⁴⁰⁾ (Miller 1962) をめぐっ

て生じた一つの議論である。彼はこの論文でシカゴ学派の市場主義的側面にふれ、当時まだヴァージニア大学に在籍していたコースを引き合いに出しているのだが (Ibid., 66), これに対してスティグラーが「シカゴで一度も教鞭をとっていないロナルド・コースをシカゴ学派として分類することほど奇妙なことはないだろう」 (Stigler 1962, 71) と批判していたのである⁴¹⁾。

加えて、旧シカゴ学派は、フリードマンやスティグラーに代表される新シカゴ学派ほど市場主義的ではなかった。たとえば、「フランク・H・ナイト、ヘンリー・C・サイモンズ、ジェイコブ・ヴァイナー、そしてシカゴの彼らの同僚は、1930年代初頭には一貫して、当時のデフレと大量失業に立ち向かうため大規模で継続的な赤字予算を組むよう論じ、補正的な公共支出という考え方を発展させていくうえで重要な役割を演じただけでなく、フーバー政権に大規模な赤字財政を実施するよう説得を試みていた」

(Davis 1968, 476-77) 事実もあるからである。

注意すべきは、コース自身の思想的立場とシカゴ学派のそれとの関係である。というのも、コースとシカゴの研究者が「市場の失敗よりも政府の失敗の可能性を強調すべきだ」との現状認識を1960年代初頭に共有していたとしても、だからといってコースが、必ずしも、新シカゴ学派の市場主義思想や方法論には与していない

38) たとえば、「コースの定理」それ自体では市場主義思想の理論的根拠にはなりえない。重視する前提や解釈次第では、市場主義者が非難する大規模な政府介入を正当化する根拠にもなりうるのである。裏返していえば、「コースの定理」は、それを用いて持説を展開する論者の社会観やそれに基づく主義主張、つまり狭義の思想を、明瞭に映し出す鏡だといえる。ちなみに、「コースの定理」の命名者であるスティグラーは、定理の発見者の名前が正確に冠されていることは科学史上稀な例だ、として自賛しているようである (Stigler 1988, 77)。それはともかくとして、「(J.コモンズの)『資本主義の法制的基礎』という本を読んで理解できるなど、およそ信じがたいよ」(Kitch 1983, 170) と笑い飛ばせるスティグラーに、コースの真意がどれほど理解できていたのか、極めて疑わしいといわざるを得ない。なお、コモンズの経済思想に関しては、高 (1998; 1999) を参照。

39) この主張を裏付ける一つの逸話がある。それは、1965年秋の出来事であり、スティグラーとフリードマンの共通の師であるナイトが二人を「破門」したという事件である。正確には、ナイトが「次のように宣言したのである。ジョージ・スティグラーとミルトン・フリードマンの最近の言動は目に余るものがある。この二人は、私の最初の学生であるが (二人とも博士論文をナイト教授の指導のもとで書いた)、今後、私の学生であったということを禁ずる、と」(宇沢 2000, 187)。さらに注目すべきは、このエピソードの顛末を紹介している宇沢 (Ibid., 184) において、スティグラーとフリードマンの二人が「亜流の似非シカゴ学派」と位置づけられている点であろう。

40) この論文は「経済学におけるシカゴ学派」の存在を議論の俎上にあげた最初の論文であるという (Stigler 1988, 150)。なお、この論文を契機に紛糾した議論については、Stigler (1962) や Bronfenbrenner (1962) を、また、シカゴ学派をめぐる学史的考察・研究については、大野 (1965)、Reder (1982)、Samuels (1993)、猪木 (1995) を参照。

41) 確認のため補足しておく、コースがシカゴのロー・スクールおよび *Journal of Law and Economics* の共同編集長に招聘されたのは1964年のことである。

からである⁴²⁾。

コースは、主流派経済学者が好むような経済政策がすべて非現実的であると否定しているわけでも、価格メカニズムの方が政府規制より必ず望ましい経済的帰結をもたらすはずだと主張しているわけでもない。価格メカニズムの限界を明示し、克服方法を模索するという基本的な問題意識は、むしろピグーに近い⁴³⁾ (Aslanbeigui and Medema 1998)。加えて彼が、アメリカでは反トラスト法の適用をめぐる議論に傾斜しがちだったため、産業組織研究にとって不幸な状態がつづいたとみている点も見逃せない (Coase [1972]1990, 66-67: 訳74-75)。

とすれば、コースが主張したかったことは、産業規制のような行政主導の経済政策はあくまでも選択肢の一つにすぎず、他の選択肢と比較して有効性を取り立てて強調したり、あるいは否定したりするほど特別な選択肢ではない、という指摘だということになる。さらに、望ましい経済政策を導くために不可欠なデータがまだ十分収集されていないばかりか、データ収集の指針となるべき産業組織論すら存在していない、という現代経済学の現状に対する批判だったともみなしうる⁴⁴⁾。事実コース自身が、「経済

システムの多くの部分は、取引費用を減らすために工夫され、あるいは取引費用の存在のため実現が妨げられていることを実現させるためにデザインされたものであるから」、「分析のなかに取引費用をとり入れることが必要」(Coase [1988]1990a, 30: 訳32)であると力説し、「私の議論が示唆しているのは、われわれが現実の世界を研究できるように、正の取引費用の存在を経済分析のなかに明示的に取り込むことの必要性である」(Ibid., 15: 訳17)と明言していたからである。

このような問題意識から「産業構造の制度分析」に取り組んできたコースにとって、望ましい経済政策とは、人々のインセンティブを阻害

42) コースによるシカゴ学派の方法論に対する批判について、スティグラーの「産業組織論」に対しては Coase ([1972]1990; [1991]1993b)、フリードマンの「実証経済学」に対しては Coase ([1982]1993)、さらに G.ベッカーの「経済学帝国主義」やボズナーの「法の経済分析」に対しては Coase ([1977]1993; 1993a) を参照。参考までに付言しておく、[経済学における数量化・定量化に対するコースの見解は、(たとえば)スティグラーよりもナイトのそれにかなり近く] (Reder 1982, 6, fn.14)、ナイトは、数量的実証研究に対して極めて批判的な態度をとっていたのである (Ibid., 6)。

43) だからこそ、ピグーが提示した解決策の現実性や有効性をめぐって、厳しすぎるほどの批判を展開したのだと推察できる。ピグーが後の経済学者に与えた影響力を考慮に入れば、彼の研究姿勢に対して向けられたコースの批判が、多少厳しくならざるをえなかったのも頷ける。

44) 確認したように、コースの議論の根底には主流派経済学批判という問題意識が常に潜在している。たとえば「ピグー的伝統」を批判した、以下のような非常に手厳しいものもある。「ポーモルは、『それ自身の土台の上で検討してみると、ピグー的伝統のもとに導かれる諸結論には、事実上、欠点はない』と述べているが、明らかにそれが意味するのは、その論理のものには欠陥がないこと、そして、その提案する課税制度が実行されるならば、もっとも事実は実行不可能なのだが、資源配分は最適になること、である。この点を私はけっして否定したことはない。私が述べた論点は、こうした課税提案が夢想をかき立てるだけの戯言だというにすぎない。私の若い頃には、言葉にするには愚かすぎることで唄になら歌ってもよい、などといわれた。現代経済学においては、数学に翻訳し直すのであればよい、ということになろうか」(Coase [1988]1990b, 185: 訳209)。ところで、現代経済学の基礎をなす普遍理論、つまり「限界理論」と「均衡理論」を西洋近代思想史のなかに位置づけてみると、それが「古典力学」の思考法・「啓蒙思想」の形而上学をそっくり移植したものにはすぎないことがわかる。むしろこのことの是非が問題なのではない。重要なのは、現代経済学の思考法・形而上学が、現実の経済活動を徹底的に観察することから析出されたものではなく、したがって経済学固有のものなどとは決していえない、という点である (荒川 1999)。理論が普遍的であれば、それだけその用いられ方は恣意的になりうる。方法的な便宜にひきずられ、成果の多産性に目を奪われて、認識すべき当の対象の方が見失われ、歪曲され、ときに捏造すらされてしまうこともある。理論分析に依存し、実態調査を経ないことから生じるこの問題のなかで、コースが象徴的な例として取りあげたのが「経済学のなかの灯台」(Coase [1974]1990)である。その他、S.チュンの「蜂の寓話」(Cheung, 1973)も参照。

しないような「生産活動の制度的構造」を模索し、市場・企業・政府・裁判所といった制度機構が円滑に機能するように注意を払い続けることにほかならない。その際、「生産物価値の最大化」をいかに達成すべきかという「経済」の問題に対して経済学者がなしうことは、できるだけ幅広く問題解決手段・選択肢を検討・提示し、技術変化等にも柔軟な対応ができるよう、ルールや法手続きも含めた「制度」の「社会的配置」を考慮する姿勢を貫くことである。何よりも現実に根ざした産業組織研究の必要性が強調されなければならなかったわけである。

コースは、あるべき経済政策や経済学の現状などに関する以上の認識に基づいて *Journal of Law and Economics* の編集作業に携わり (Coase 1993b, 253), 自らも慎重な研究姿勢に徹した。コースのこのような慎重な態度は、彼の次の言葉によくあらわれている。いわく「フランク・H・ナイトがしばしば強調したように、厚生経済学の諸問題は、究極的には審美と道徳の考察のなかに発展的に解消されなければならない」(Coase [1960]1990, 154: 訳170)。コースが新旧シカゴ学派のミッシング・リンクであると主張する、もう一つの根拠である。

4. むすび

コースは、「取引費用理論」に基づいた「産業構造の制度分析」を遂行すると同時に、その作業を通じて「ピグー的伝統」に異議を唱え、十分な実態調査を経ないまま立案される経済政策がもたらす様々な弊害に警鐘を鳴らし続けている。「外部性の存在を政府介入の自明の根拠とみなし、政府は有能であるという前提の下で市場に積極的に介入することは問題だ」と批判するのである。現代福祉国家社会を広く見渡すコー

スの複眼は、このように極めて現実的・実践的な問題から極めて理論的・認識論的な問題までも捉え、それぞれに重要な論点を孕んでいる。彼の論文が(フリードマンと並んで)引用文献リストのトップを占め、それに伴って多くの「誤解」が生じたのも、必然的な結果だったといえよう。

コースが、「市場の失敗よりも政府の失敗を強調すべきだ」との現状認識や理論的根拠を1960年代初頭に提示し、シカゴ派「産業組織論」と「法と経済学」の誕生に寄与したことは事実である。1964年以降、シカゴ大学のロー・スクールに在籍し、*Journal of Law and Economics* の編集長として活躍したことも事実である。さらに、本稿で明らかにしたとおり、コースは新旧シカゴ学派のミッシング・リンクとして位置づけうる存在でもある。すなわち、両者と比肩しうるだけの独自の理論と思想をかねそなえた稀有な経済学者である。そうであるがゆえにこそ、誤解されざるをえなかったのである。

参 考 文 献

- Alchian, Armen. 1965. Some Economics of Property Rights. *II Politico* 30(4): 816-29. In Steven G. Medema (ed.) *The Legacy of Ronald Coase in Economic Analysis-II* (以下 *Legacy II*) Edward Elgar Publishing Limited, 1995: 193-206.
- Aslanbeigui, Nahid and Steven G. Medema 1998. Beyond the Dark Clouds: Pigou and Coase on Social Cost. *History of Political Economy* 30(4): 601-25.
- Bronfenbrenner, M. 1962. Observations on the "Chicago School(s)." *The Journal of Political Economy* 70(1): 72-75.
- Buchanan, James M. 1984. Rights, Efficiency, and Exchange: The Irrelevance of Transaction Cost. *Anspruche, Eigentums, und Verfügungsrechte*, Berlin: Duncker and Humblot: 9-24. In *Legacy II*: 175-190.

- Cheung, Steven. 1973. The Fable of the Bees. *Journal of Law and Economics* 16(1): 11-33. In *Legacy II*: 152-174.
- 1987. Coase, Ronald Harry. *The New Palgrave* edited by J. Eatwell, M. Milgate and P. Newman, Macmillan Press Limited: 455-57.
- Coase, Ronald Harry. [1937]1990. The Nature of the Firm. *The Firm, the Market, and the Law* (以下 *F.M.L.*) The University of Chicago Press.
- [1946]1990. The Marginal Cost Controversy. *F.M.L.*
- 1959. The Federal Communications Commission. *The Journal of Law and Economics* 4 (October): 1-40.
- [1960]1990. The Problem of Social Cost. *F.M.L.*
- [1972]1990. Industrial Organization: A Proposal for Research. *F.M.L.*
- [1974]1990. The Lighthouse in Economics. *F.M.L.*
- [1977]1993. Economics and Contiguous Disciplines. *Essays on Economics and Economists* (以下 *E.E.E.*) The University of Chicago Press.
- [1982]1993. How Should Economists Choose? *E.E.E.*
- [1988]1990a. The Firm, the Market, and the Law. *F.M.L.*
- [1988]1990b. Notes on the Problem of Social Cost. *F.M.L.*
- [1988]1993a. The Nature of the Firm: Origin. In O. E. Williamson and S. G. Winter (eds.) *The Nature of the Firm: Origin, Evolution, and Development* (以下 *N.F.*) Oxford University Press: 34-47.
- [1988]1993b. The Nature of the Firm: Meaning. *N.F.*: 48-60.
- [1988]1993c. The Nature of the Firm: Influence. *N.F.*: 48-74.
- [1991]1993a. The Institutional Structure of Production. *N.F.*: 227-35.
- [1991]1993b. George Stigler. *E.E.E.*
- 1993a. Coase on Posner on Coase. *Journal of Institutional and Theoretical Economics* 149(1): 96-8.
- 1993b. Law and Economics at Chicago. *The Journal of Law and Economics* 36(1): 239-54.
- Coats, A. W. 1963. The Origins of the "Chicago Schools"? *The Journal of Political Economy* 71(5): 487-493.
- Commons, John Roger. 1924. *Legal Foundations of Capitalism* The Macmillan Company.
- Cooter, Robert D. 1982. The Cost of Coase. *Journal of Legal Studies* 11(1): 1-33.
- 1985. Unity in Tort, Contract, and Property: The Model of Precaution. *California Law Review* 73(1): 1-51. In *Legacy II*: 377-427. 深谷格訳「不法行為, 契約, 所有権の統合: 予防の理論モデル」太田勝造編訳『法と経済学の考え方』木鐸社, 1997.
- 1987. Coase Theorem. *The New Palgrave*: 457-60.
- Dahlman, Carl J. 1979. The Problem of Externality. *Journal of Law and Economics* 22(1): 141-62. In Steven G. Medema (ed.) *The Legacy of Ronald Coase in Economic Analysis—I* (以下 *Legacy I*) Edward Elgar Publishing Limited, 1995: 343-364.
- Davis, J. R. 1968. Chicago Economists, Deficit Budgets, and the Early 1930s. *American Economic Review* 58(3): 476-82.
- Demsetz, Harold. 1967. Toward a Theory of Property Rights. *American Economic Review* 62(2): 347-59. In *Legacy II*: 207-219.
- Eggertsson, Thráinn 1990. *Economic behavior and institutions* Cambridge University Press. 竹下公視訳『制度の経済学 (上) (下)』晃洋書房, 1996.
- Hahn, Frank. [1981]1984. Reflections on the Invisible Hand. *Equilibrium and Macroeconomics* Delhi, India: Disha Publications, 1988.
- Hoffman, Elizabeth and Matthew L. Spitzer. 1986. Empirical Tests of the Coase Theorem with Large Bargaining Groups. *Journal of Legal Studies* 15 (January): 149-71. In *Legacy II*: 129-151.
- Klevorick, A. K. 1975. Law and Economic Theory: An Economist View. *American Economic Review*, Papers and Proceedings (May): 237-43. 季刊現代経済編集室訳「法律と経済学」『季刊現代経済』24 (1976, Autumn): 44-51.
- Knight, Frank H. [1921]1985. *Risk, Uncertainty, and Profit* The University of Chicago Press. 奥隅栄喜訳『危険・不確実性および利潤』文雅堂銀行研究社, 1956.

- [1924]1997. Some Fallacies in the Interpretation of Social Cost. *The Ethics of Competition* Transaction Publishers.
- Kitch Edmund W.(ed.) 1983. The Fire of Truth: A Remembrance of Law and Economics at Chicago, 1932-1970. *Journal of Law and Economics* 26(1): 163-234.
- Medema, Steven G. 1994. *Ronald H. Coase* St. Martin's Press.
- 1995. Introduction. *Legacy I*: ix-xlix.
- 1996. More than a Caricature: The Coase that Nobody kows. *Research in the History of Economic Thought and Methodology* Vol.14, JAI Press Inc: 373-83.
- Miller Jr., H. Laurence. 1962. On the "Chicago School of Economics." *The Journal of Political Economy* 70(1): 64-69.
- North, Douglass C. and John J. Wallis. [1986]1995. Measuring the Transaction Sector in the American Economy, 1870-1970. In *Legacy I*: 378-444.
- North, Douglass C. 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance* Cambridge University Press. 竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, 1994.
- Posner, Richard. 1975. The Economic Approach to Law. *Texas Law Review* 53 (May): 757-82. 季刊現代経済編集室訳「法の経済分析」『季刊現代経済』24 (1976, Autumn): 52-74.
- 1981. *The Economics of Justice* Harvard University Press. 馬場孝一・国武輝久監訳『正義の経済学』木鐸社, 1991.
- Reder, Melvin W. 1982. Chicago Economics: Permanence and Change. *Journal of Economic Literature* 20 (March): 1-38.
- Rima, Ingrid H. 1983. George Stigler as a Historian of Economic Thought. *Research in the History of Economic Thought and Methodology* Vol.1: 271-89.
- Samuels, Warren J. (ed.) 1993. *The Chicago School of Political Economy* Transaction Publishers.
- Schumpeter J. A. [1954]1986. *History of Economic Analysis* Oxford University Press.
- Snowdon, B. and H. R. Vane. 1999. *Conversation with Leading Economists* Edward Elgar. 岡地勝二訳『マクロ経済学はどこまで進んだか』東洋経済新報社, 2001.
- Sowell, Thomas. 1987. Stigler as a historian of economic thought. *The New Palgrave*: 499-500.
- Stigler, George J. [1941]1994. *Production and Distribution Theories*. Transaction Publishers. 松浦保訳『生産と分配の理論』東洋経済新報社, 1967.
- [1961]1983. Economics of Information. *The Journal of Political Economy* 69(3): 213-225. In *Industrial Organization*: 171-90.
- 1962. Comment. *The Journal of Political Economy* 70(1): 70-71.
- 1966. *The Theory of Price*, 3rd ed. Macmillan Co.
- [1968]1983. *Industrial Organization* The University of Chicago Press. 神谷傳造・余語将尊訳『産業組織論』東洋経済新報社, 1975.
- 1988. *Memoirs of an Unregulated Economist* Basic Books, Inc., Publishers.
- Williamson, Oliver E. 1975. *Markets and Hierarchies* The Free Press. 浅沼萬里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社, 1980.
- Zerbe, Richard O. 1980. The Problem of Social Cost in Retrospect. *Research in Law and Economics* Vol.2, JAI Press Inc: 83-102. In *Legacy II*: 76-95.
- 赤澤昭三・関谷登・太田正行・高橋真 1998.『制度経済学の基礎』八千代出版.
- 荒川章義 1999.『思想史のなかの近代経済学』中央公論社.
- 2001.「政治経済学と制度の経済学的基礎づけ」九州大学大学院経済学研究院政策評価研究会編著『政策分析2001』九州大学出版会: 235-60.
- 磯谷明德・植村博恭・海老塚明 1998.『社会経済システムの制度分析』名古屋大学出版会.
- 依田高典 1997.「企業・市場・法」根井雅弘編著『経済学88物語』新書館: 182-83.
- 伊藤元重 1995.「市場か組織か」根岸隆編『経済学のパラダイム』有斐閣: 145-173.
- 猪木武徳 1995.「シカゴ学派の経済思想」『経済学のパラダイム』: 175-98.
- 宇沢弘文 2000.『ヴェブレン』岩波書店.
- 大野忠男 1965.「シカゴ学派の自由主義」『季刊理論経済学』15(2): 13-22.
- 岡敏弘 1999.『環境政策論』岩波書店.
- 落合仁 1992.「ロナルド・コースの可能性と現実」『経済セミナー』1月号: 56-59.
- 黒木亮 2001.「フランク・ナイトにおける企業者と競争

- 的経済秩序」『経済学史学会年報』40: 32-44.
- 小林逸太 2000. 「シカゴ学派」小西唯雄編著『産業組織と競争政策』晃洋書房: 27-40.
- 清水啓典 1997. 『マクロ経済学の進歩と金融政策』有斐閣.
- 高哲男 1998. 「コモンズにおける『法と経済学』と制度主義」『経済学論究』52(1): 65-84.
- 1999. 「コモンズの経済思想とニューディール」田中敏広編著『アメリカ人の経済思想』日本経済評論社: 163-83.
- 田中英夫編 1991. 『英米法辞典』東京大学出版会.
- 根井雅弘 [1992]1995. 『20世紀の経済学』講談社.
- 平井宜雄 1976. 「法律学と経済学：その連続と不連続」『季刊現代経済』24: 36-43.
- 古河幹夫 2001. 「取引の『法と経済学』的解釈」『調査と研究』32(1): 111-17.
- 松野裕 1997. 「市場と制度の理論・序説」『財政学研究』22: 75-82.
- 宮澤健一 1988. 『制度と情報の経済学』有斐閣.
- 吉村宗隆 1996. 「シカゴ学派『法と経済学』の自己規定」『酒田短期大学研究論集』15: 209-20.